

東京女子医科大学学会内規

昭和 60 年制定 令和 3 年改訂

第 1 条 会 員

1. 正会員
本学に在籍する准講師以上の教職員および本会の目的に賛同した者。会費として年額 6,000 円を納入する。新規に入会する場合は初年のみ入会金として 500 円を納入する。
2. 名誉会員
本学名誉教授および本会に対して特別な功労のある者で評議員の推薦を受け、会長の承認を得た者とし、会費納入を免除する。正会員と同等の資格を有するが、本会の役員には就任できない。
3. 準会員
本学学生、初期臨床研修医は準会員となり、会費納入を免除する。
4. 特別会員
東京女子医科大学後援会特別会員のうち、本会への入会を希望した者とする。

第 2 条 入会および退会

1. 入会
 - 1) 所定の入会申込書を学会室へ提出する。
 - 2) 年会費は前納制とし、郵便振替または銀行振込で納入する。本学賞与対象者については、入会後の会費は下半期の賞与から自動引き落としとする。
2. 退会・休会
 - 1) 退会・休会は、その旨を書面で学会室まで申し出る。
 - 2) 休会は海外留学の場合に限り認める。期間は 3 年を限度として、その間の会費を免除する。
 - 3) 12 月末までに次年会費未納で退会届のない場合は会員とみなし、会費を請求する。
2 年滞納した場合は自然退会とする。自然退会者が再入会する場合は未納分会費を納入する。

第 3 条 評議員会・幹事会

1. 評議員会
年 1 回以上の評議員会では、庶務・会計・監査報告、会則の変更、新評議員の推薦等の学会運営に関する重要な事項を審議する。
2. 幹事会
 - 1) 集会担当幹事 若干名、編集担当幹事 若干名、庶務担当幹事 1 名、会計担当幹事 1 名、監事 2 名。
 - 2) 集会・編集担当幹事の各々に幹事長、副幹事長を置く。幹事長は各幹事会を主催し、月 1 回幹事会を開き必要事項を討議する。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が職務遂行に支障のある時はこれを代行する。
 - 3) 集会担当幹事の職務
会則第 13 条に則り、総会、例会、評議員会等の運営に関する一切の業務を担当する。
 - 4) 編集担当幹事の職務
会則第 14 条に則り、機関誌の編集方針および投稿規定を定め、投稿論文の査読、採否の検討等の業務を担当する。

第 4 条 学術集會

1. 総会
 - 1) 年 1 回、9 月に行う。
 - 2) 総会では庶務・会計・監査報告を行い、評議員会から提出された事項を審議し、承認を得る。
 - 3) 他に学術講演等を行う。
2. 例会
 - 1) 年 2 回、5 月、2 月に行う。
 - 2) 5 月は吉岡彌生記念講演会と称し、原則として学祖吉岡彌生の命日に当たる 5 月 22 日に開催し、吉岡彌生研究奨励賞授与式と前年度受賞者の研究発表、吉岡博人記念総合医学研究奨励賞授与式と受賞グループの研究発表、吉岡彌生記念講演を行う。吉岡彌生記念講演会については第 3 項に定める。
 - 3) 2 月は山川寿子研究奨励賞および佐竹高子研究奨励賞および中山恒明研究奨励賞授与式と前年度受賞者の研究発表、一般演題、その他の発表を行う。
3. 吉岡彌生記念講演会
 - 1) 学祖吉岡彌生の建学の精神を称え、後世に継承するために行う。
 - 2) 講師は医学関係に限らず、広く文化、芸術、学術全般にわたって活躍している原則として女性講師を招聘する。

- 3) 「吉岡彌生先生の精神から学ぶ」では、吉岡彌生先生の功績、至誠会活動や建学の精神について見識の深い講師を選定する。
- 4) 「吉岡彌生先生の精神から学ぶ」は、学会が至誠会会長と協議の上、講師を選定し、至誠会と共催で開催する。

第5条 機関誌

1. 英文誌『Tokyo Women's Medical University Journal』
論文は原則査読受理後、頁の確定を待たず順次公開し、年1回12月に頁を付して発行する。
2. 和文誌『東京女子医科大学雑誌』
 - 1) 原則隔月（偶数月）の発行とする。
 - 2) 依頼により臨時に増刊することができる。但し、退職記念特集を優先し、費用は依頼者の全額負担とする。
3. 付録として機関誌2誌の合本形式の冊子体を年1回発行する。

第6条 分科会

1. 分科会は、本会に所定の認定依頼状を提出し、会長の承認を必要とする。
2. 分科会は、広く学内各分野に共通した特定の課題を中心に、定期的に学術講演、研究発表を行う。
3. 抄録を機関誌『東京女子医科大学雑誌』に掲載することができる。

第7条 経 理

1. 会費徴収業務は学会室が執り行う。
2. 物品購入および支払は、学会室が会計担当幹事の承認を得た上で行う。

第8条 附 則

1. この内規は集会担当幹事会の議決により会長の承認を得て変更することができる。
2. この内規は、令和3年10月1日より施行する。